

① 市民発意への対応の仕組み——協働事業提案制度、ヨコハマ市民まち普請事業

1 はじめに

横浜市では、地域社会の成熟や市民の定住意向の高まりを背景に、身近な地域環境改善への要望が高くなるとともに、市民自らによる地域課題の解決や魅力づくりに向けた取組が行われてきていた。

これらの動きに応じて、「市民まちづくり活動支援事業」(注1)や「パートナーシップ推進モデル事業」(注2)等先進的取組が実施され、モデル的な実践が蓄積されたり、自主的なまちづくり活動に取り組むグループやNPO法人も誕生した。

しかし、市民の発意を行政が受け止めて、地域課題の解決や具体的なまちづくりに活かす仕組みが確立していないことなどから、意欲のある人たちの自主的な活動が十分に機能しなかったり単なる発意や要望に留まり具体的な活動に発展しないなどの状況が見られた。

このような中、平成14年度に「市民提案型協働モデル事

業の実施」や「地域まちづくりの推進に関する制度の確立」が中期政策プランに、その翌年度には「提案型助成制度の創設」、「地域まちづくり推進条例の制定」が新時代行政プランアクションプランに位置づけられた。その後、平成16年度に策定された「協働推進の基本指針」において、協働推進のための仕組みとして、「協働事業提案制度」が位置づけられた。

また、この間においても、平成15年度に環境分野における提案型助成制度として「環境まちづくり協働事業」が、平成16年度には市民からの政策提案を協働研究する「政策の創造と協働のための横浜会議」などの具体的な取組が開始された。

ここでは、市民発意への対応の取組として、「協働事業提案制度モデル事業」と「ヨコハマ市民まち普請事業」の事例について考察を試みた。

2 協働事業提案制度モデル事業

この事業は、地域課題や社会的課題を協働して解決するため、市民の発想や手法を活かした提案をもとに提案団体と横浜市が協働で事業を企画し、実施していくもので、協働によるきめ細かな質の高いサービスの提供により、市民満足度を高めていくことを目的として、「協働元年」と位置づけられた平成16年6月に3年間のモデル事業としてスタートした。

この事業では、「市民の発想や手法を活かした提案」は、広聴制度などでの個人提案ではなく、提案する者自らが、課題解決に取り組むものとして行っている。これは、①自らが課題解決をしようとする市民活動団体等からの提案を事業化するという制度を通じ、提案団体の日常的な活動を通じた具体的な課題を引き出すことにより、市民ニーズへの的確な対応を図ろうとすること②提案者である団体が自ら実施

することにより、「公共」への市民参加・参画を進めること③従来からの行政発意型に比べ、課題解決に向けた担い手となる市民の意欲を高めることを意図したものである。

また、多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、サービス内容の基準の設定等を行う企画段階においても、提案団体の意見を十分反映させながら進めていくことが望ましく、市民発意をもとに双方が事業を企画する手法を採ることとしている。

協働事業提案の募集は、発表・周知から締め切りまで約1ヶ月半という短期間であったが、102の団体から111件の提案が応募された(表1)。神奈川県が実施する「かながわボランティア活動推進金21協働事業負担金」の初年度(13年度)の応募件数である59件に比べても、当初の予想を超える111件という数字は、まさしく、市民発意を受け止める仕組みが求められていることを示すものとなった。提案の受付後、公開プレゼン

(注1) 市民まちづくり活動に対する助成の実験的な実施(平成3年度～5年度)、活動団体の交流の場としてのフォーラム(5～9年度)、市民まちづくり会議(10年度)、市民運営施設フォーラム(11・12年度)の開催、情報誌による情報提供等を行ってきた。

(注2) 平成8～10年度に各区役所が実施する事業の中から、地域施設づくり、地域の構想づくり、地域の活動支援といった25事業をモデル事業として選定し、市民と行政が協働する中で、様々な市民参加の手法を取り入れ、地域の自主的な課題解決や合意形成を目指した。

表1 平成17年度実施事業提案応募状況

提案事業数		111	提案団体数		102
【分野別内訳】(提案団体が分野として最も主なものとして回答したものを集計したものです。)					
分野	提案数	分野	提案数	分野	提案数
① 保健・医療・福祉	24	⑧ 職業能力開発・雇用機会拡充	4		
② 子どもの健全育成	17	⑩ 情報化社会	3		
③ まちづくり	14	⑩ 人権擁護・平和	3		
④ 文化・芸術・スポーツ	12	⑫ 市民活動支援	2		
④ 環境	12	⑬ 災害救援	1		
⑥ 社会教育	6	⑬ 消費者保護	1		
⑦ 国際協力	5	⑬ その他	3		
⑧ 地域安全	4				
		合計	111		

【提案団体内訳】
 ①市民活動団体(48) ②NPO法人(42) ③自治会・町内会(4) ④企業(1)
 ⑤その他(7) ※その他団体としては、商店街、社団法人などです。

テーシヨン対象提案の選考を目的とする書類審査の参考資料とするため、提案に対する意見照会を各区局所管課に対し、111件の応募提案に対し、結果的には延べ210課に対して行うこととなった。当然、市民からの提案は、行政組織を前提に行われるものではなく、複数課に跨るものであった(最大6課)。このことは、地域課題の解決のためには、縦割り行政をこえた横断的な対応が必要不可欠であることを示している。提案についての意見照会や実施に向けた調整を進める中で、各区局所管課の対応は、まさに、「市民発意」を行政がどう受け止めるかが問われるものであるが、結果的には、積極的に事業化を進める意向から消極的な意向まで所管課によりかなりの温度差が見られる状況となった。

では、市民発意の仕組みを採り入れることにより何が変わったのだろうか。まず、市民発意を受け止めることは、行政運営上の手法の転換を求められるものとなった。従来からの行政主導の手法に比べ、より公開性・透明性等に留意した手続を経る必要があったからである。具体的には①客観性を重視した選考を行うために、審査委員として有識者、活動者のみならず、一般公募の市民を登用したこと。②透明性の確保や協働事業への信頼を高めるためにホームページ等により実施プロセスを公開したこと。③対等の関係と相互の理解のもとに協働を進めるための仕組みとして、協働協定書締結という手法を採ったこと。などで、プロセスを重視した行政運営への転換が図られることとなった。また、市民発意の提案を受けた各区局所管課が、提案に対する意見書の作成や事業化に向けた協議、協働協定書の締結などのプロセスを通じ、協働の理念を基本とした事業の進め方やプロセスを重視した行政運営への転換の必要性、また、公共的課題について考え、新しい課題解決手法を発見することなど、本市職員の意識改革や能力開発を一步進めることとなった。

しかし、この制度により平成17年度に事業化したものは10件(表2)で、応募提案のわずか1割に達したのみであり、1件1件の提案が市民ニーズを反映するものであれば、より多くのニーズに対応することが望ましく、事業化できなかった提案への何らかのフォローが課題となっている。現在、提案型の協働事業や活動支援事業が各区で立ち上がりつつあるが(表3)、「市民発意」(＝市民ニーズ)を受け止め、きめ細かにフォローしていくためには、全市民的な取組だけでなく、区役所などより市民に身近な場所での取組が効果的であると考える。また、先に述べたとおり、課題解決のためには、縦割り行政をこえた横断的な対応が必要不可欠となっているが、そのためには、行政組織やその機能の見直しだけでなく、職員一人ひとりが各自の職域を超えて課題解決に取り組む意識を持つことが求められるものと考ええる。

3 ヨコハマ市民まち普請事業

横浜地域まちづくり推進条例の制定
平成17年2月に横浜地域まちづくり推進条例が制定された。この条例は、市民と市の協働による地域まちづくりの推進について、その基本理念や市民等と市の責務、支援施策等を明らかにするとともに、地域まちづくりを進める手続きなど基本的事項を定めるものであり、まちづくり分野における市民発意に込める基本的な仕組みと云えるものである。

この条例では、地域のまちづくりが、①グループ活動、②組織づくり、③プラン・ルールづくり、④まちづくりの実現(施設整備、維持管理等)といったプロセスを踏んで進めていくことを想定しており、市民が発意してから具体的なまちづくりが動き出すまでには最低でも2、3年程度かかることが多い。こうした段階的なプロセスを経たまちづくりは、地域の将来像づくりや地区計画等のルールづくりなど、地域全体の合意形成を必要とするまちづくりにおいては、非常に重要である。しかし、実際にまちづくりを継続させていくには、このようなプロセスだけでなく様々な取組が並行して進められることが多いし、また、市民にとっては、合意形成のための活動だけを何年も続けるのは意欲が湧いてこない。

ヨコハマ市民まち普請事業は、早い段階で具体的な成果を上げることにより、住民のやる気を引き出したり、地域全体の活性化やまちづくりに向けて弾みをつけることが期待されているものであり、10月1日の条例施行に先立っ

表2 平成17年度協働事業提案制度モデル事業実施事業一覧

事業名(提案団体名)	担当課(予算額)	分野
1 失語症者のコミュニケーション支援事業(横浜失語症会話パートナーを養成する会)	福祉局高齢在宅支援課(4,625千円)	保健・医療・福祉
2 寿町なんでもSOS班事業(NPO法人さなぎ達)	福祉局援護対策担当(5,000千円)	
3 金沢区こころの訪問・相談事業(NPO法人こころの電話金沢)	金沢区福祉保健課(3,320千円)	
4 関内バリアフリーマップ作成事業(横浜ジェントルタウン倶楽部)	福祉局福祉のまちづくり課(4,760千円)	子どもの健全育成
5 港南中央公園プレーパーク事業(こどもの生き生きスペースづくり塾)	港南区区政推進課(1,043千円)	
6 青少年による家庭育児支援・地域ネットワーク事業(NPO法人びーのびーの)	港北区サービス課(5,000千円)	環境
7 新治・森の恵み活用事業(新治市民の森愛護会)	環境創造局環境活動事業課(5,000千円)	
8 道志村水源林間伐材ハッピーブランド化事業(NPO法人横浜ひと・まちくらし研究会)	まちづくり調整局施設整備課(4,600千円)	国際協力
9 外国人民間賃貸住宅入居支援コーディネーター育成事業(かながわ外国人すまいサポートセンター)	総務局国際課(1,000千円)	
10 科学体験活動推進スタッフ発掘・養成事業(NPO法人おもしろ科学たんけん工房)	教育委員会生涯学習課(986千円)	社会教育

て、先導的プロジェクトとして始められた。

②ヨコハマ市民まち普請事業
この事業は、平成15年度アントレプレナーシップ事業「市民提案・市民主体の身近なまちづくり」を事業化したもので、市民から身近なまちの整備に関する提案を募集し、2度にわたる公開コンテストで選考された提案に対して最高500万円の整備助成金を交付するという全国的にも珍しい事業として今年度から新たにスタートした。

この事業の特徴は、次の5点にある。
①ソフト面での活動助成ではなく、市民が主体となって行うハード整備助成として
②助成金の助成率を設定しない代わりに、整備に要する費用、整備における労力、整備した施設の維持管理の負担などを求めていること。
③多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定していないこと。

④1次コンテストを通過したグループに対し、行政との話し合いの場づくりや活動費用などを支援し、その上で2次コンテストを行う、

という2段階のシステムとしていること。

⑤コンテストでは選考のプロセスすべてを完全に公開し、公平性、透明性、公開性を確保していること(写真)。

今年度は5月16日から6月10日にかけて整備提案を募集し、ハード整備という難易度の高い提案にもかかわらず、31件の応募があった(表4)。整備提案の内容は、活動拠点等の整備など多様な分野にわたっており、分野を限定していないこの事業に対する市民ニーズが高いことがうかがえる。

これらの提案を選考するため、7月10日(日)に市民約200人が来場する中、平成17年度の1次コンテストを開催し、ビオトープの整備など13件が12月18日(日)に開催する予定の2次コンテストに進んだ。1次コンテストの来場者にアンケートを取ったところ、「今回の1次コンテストは全体を通じていかがでしたか」との問いに対して、「とてもよかった」「よかった」との回答が9割近くにのぼり、市民が主体となって身近なまちの整備について提案し、それらを完全に公開された中で選考するシステムに大きな支持が得られたと考えられる。

今後引き続きコンテストを継続的に開催するとともに、整備成果報告会等も開催する予定である。このような市民が自ら主体的に身近なまちの整備を実践することができ、場を用意することで、より多くの市民がコンテスト等の参加をきっかけとして、地域まちづくりに参加するという流れにつながるということが大きく期待できる。

4 おわりに

「市民発意」を行政が受け止め、市民が自ら主体的に地域課題の解決やまちづくりを実践する場を設けることにより、市民の「公共」への参加・参画を進めるだけでなく、協働の理念を基本とした事業の進め方やプロセスを重視する行政運営への転換など変革をもたらすものとなった。今後、市民ニーズにきめ細かに対応し、幅広い実践につなげていくためにも市民により身近な場所での仕組みの構築が求められるものとなっている。
△長沢昭浩〓市民協働推進事業本部協働推進課〓石津啓介〓都市整備局地域整備支援課担当係長〓肥山達也〓同課〓

表3 各区局で取り組む提案型協働・活動支援事業一覧

	事業名	内容	所管局区課名
区	まちづくり地域協働事業(港南区)	港南区から提示するテーマへの協働事業提案	港南区区政推進課
	いそごいいきいき区民活動補助金(磯子区)	自主的かつ公益的な活動に対する活動支援	磯子区地域振興課
	区民提案型活動支援事業(旭区)	旭区の魅力ある地域づくりを進めるための公益的活動提案	旭区地域振興課
	港北ふるさとサポート事業(港北区)	港北区の魅力づくりや課題解決への提案	港北区区政推進課
	緑区地域課題チャレンジ提案事業(緑区)	緑区から提示するテーマへの協働事業提案	緑区地域振興課
局	区民活動補助制度(都筑区)	自主的かつ公益的な活動に対する活動支援	都筑区地域振興課
	瀬谷区いきいき区民活動支援事業(瀬谷区)	自主的かつ公益的な活動に対する活動支援	瀬谷区地域振興課
	協働事業提案制度モデル事業	地域課題を解決するために横浜市と協働で実施する事業提案	市民協働推進事業本部協働推進課
	ヨコハマ市民まち普請事業	身近な生活環境の整備(施設整備)を市民自ら主体となって実施する提案	都市整備局地域整備支援課
	環境まちづくり協働事業	横浜市と協働で実施する事業提案(環境保全活動を主たる活動とする団体)	環境創造局環境活動事業課
	政策と創造と協働のための横浜会議	民間の政策提案を受けるしくみ。市との協働研究の実施(※横浜会議への加入が必要)	都市経営局政策課

表4 平成17年度1次コンテスト応募提案の内容

内容	件数
活動拠点等の整備(活動拠点、倉庫、休憩所など)	8件
歩行者空間の整備(歩道、遊歩道、緑道など)	6件
工作物等の整備(駐輪場、防災放送塔、時計塔など)	6件
緑化植栽等	6件
広場等の整備	3件
ビオトープの整備	2件

1次コンテストでの公開投票

審査委員は来場者の目の前で、名前入りの投票用紙(シール)を貼ります。

